

## 平成 29 年度公会計財務書類（平成 28 年度決算版）作成支援業務委託に係る仕様書

本業務は、千葉市契約規則、千葉市契約約款及び本仕様書に基づき施行する。

### 1 件 名

平成 29 年度公会計財務書類（平成 28 年度決算版）作成支援業務委託に係る仕様書

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 3 履行場所

業務の実施場所は、千葉市（以下「本市」という。）庁舎（千葉市財政局財政部財政課）のほか、受注者の事務所、本市が指定する場所又は受注者の申請により本市が認めた場所とすること。

### 4 目 的

「統一的な基準」に基づく平成 29 年度（平成 28 年度決算版）の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書並びにその附属明細表等（以下「財務書類 4 表等」という。）について、本市が導入している公会計業務支援システムを利用して作成するにあたり、必要な支援業務を提供すること。

### 5 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 会計制度コンサルティング業務
- (2) 固定資産台帳整備の支援業務
- (3) 財務書類 4 表等作成の支援業務

### 6 前提条件

本業務を行う上での前提条件は以下のとおりとする。

- (1) 財務書類 4 表等の作成については、公会計業務支援システムを利用した上で、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日総務大臣通知）における「統一的な基準」に基づくものとする。
- (2) 公会計業務支援システムの導入パッケージソフトウェアは、「Principal Publicaccounting

Package Ver5.0」( (株) システムディ社製。以下「PPP」という。)及びPPP財政支援ツール「改革」((株) エフ・シー・エス社製。以下「改革」という。)である。

(3) 財務書類4表等を作成する会計単位は、単体及び連結とする。

単体とは、一般会計、特別会計及び企業会計を対象とする。

連結とは、単体及び市の連結対象となる地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等を対象とする。

(4) 会計数、連結対象法人、会計規模及び資産規模は以下のとおりである。

ア 会計数 一般会計、14 特別会計、3 企業会計

イ 連結対象法人 14 団体

ウ 会計規模及び資産規模

(ア) 会計規模

一般会計決算規模 (平成 27 年度)

歳入 392,359,847 千円 歳出 384,805,129 千円

普通会計決算規模 (平成 27 年度)

歳入 394,265,731 千円 歳出 386,678,840 千円

(イ) 資産規模 (平成 27 年度末現在)

	単体ベース	連結ベース
資産規模	2兆8,447億円	2兆8,742億円
うち事業用資産	1兆64億円	1兆273億円
うちインフラ資産	1兆6,742億円	1兆6,742億円

## 7 委託内容

(1) 会計制度コンサルティング業務

新地方公会計制度に関する助言及び本市の対応に関する支援

(2) 固定資産台帳整備の業務支援

ア 平成 27 年度末固定資産台帳の取り込み

本市が平成 28 年度に「統一的な基準」に基づいて作成した平成 27 年度末の固定資産台帳のデータについて、内容を検証し、「PPP」に取り込むことができるようにすること。

イ 固定資産の異動情報の調査及びデータ収集

(ア) 本市が行う固定資産の異動情報の調査及びデータ収集について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点からの助言と支援を行うこと。

(イ) 本市が収集を行った固定資産の異動情報のデータについて、「PPP」に取り込むことができるようにすること。

(ウ) 本市が収集を行った固定資産の異動情報のデータのほかに必要な減価償却計算などの会計処理を実施すること。

ウ 平成 28 年度末固定資産台帳の整備

前記 7 (2) ア及びイに基づき平成 28 年度末固定資産台帳を整備すること。

エ 固定資産台帳整備に関する問い合わせに対応すること。

オ その他固定資産台帳整備に必要な支援を行うこと。

### (3) 財務書類 4 表等作成の業務支援

ア 「PPP」を利用して、本市が「統一的な基準」に基づいた単体、連結それぞれの単位で財務書類 4 表等が作成できるように支援すること。

イ 会計マスタ等の取り込み

本市が提供する会計マスタ、部門マスタ、歳入・歳出科目マスタ及び歳入・歳出執行伝票データについて、「PPP」にデータを取り込むことができるようにすること。

ウ 歳入・歳出科目の複式仕訳変換

本市が提供した歳入・歳出科目マスタをもとに、「PPP」の様式に沿った複式仕訳変換を行うこと。

エ 執行伝票と異動固定資産データの紐付作業の支援

「PPP」より出力される資産候補の歳出執行伝票データと固定資産の異動情報との関連付け作業の支援を行うこと。また、関連付け作業を行った資産候補の歳出執行伝票データと固定資産の異動情報との間で、情報に矛盾がないか検証を行うこと。

オ 金融資産データの整備作業の支援

「統一的な基準」に基づいた単体及び連結の財務書類 4 表等を作成するのに必要な金融資産データの整備作業について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点から必要な支援を行うとともに、「PPP」への取り込みを行うこと。

カ 連結団体データの整備作業の支援

「統一的な基準」に基づいた単体及び連結の財務書類 4 表等を作成するのに必要な連結団体に関する情報について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点から必要な支援を行うとともに、「PPP」への取り込みを行うこと。

キ 決算整理仕訳（単体及び連結相殺仕訳を含む。）の作成作業の支援

本市が整備した金融資産データ等をもとに、決算整理仕訳、単体相殺仕訳及び連結相殺仕訳の作成について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点から必要な支援を行うとともに、「PPP」に取り込みを行うこと。

ク 帳票の検証

(ア) 「PPP」より出力した財務書類について貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変

動計算書及び資金収支計算書の財務書類間で矛盾がないか検証を行うこと。

(イ)「PPP」より出力した財務書類について、各科目の金額が過大・過小に計上されていないか検証し、過大・過小に計上されている科目があった場合は、「PPP」より出力される仕訳帳等の帳票をもとに内訳の分析を行うこと。

(ウ)「PPP」より出力した財務書類・残高試算表・固定資産台帳等の帳票間で矛盾がないか検証を行うこと。

ケ 「PPP」の操作・運用支援

データの取込み、バックアップデータの取得・復元、帳票の出力等「PPP」を利用した財務書類作成作業にあたり一般的に必要な操作・運用の支援を行うこと。

## 8 成果品の納品

成果品の種類・提出期限、提出形式は次のとおりとする。

### (1) 成果品

ア 第1次成果品

- ① 平成28年度末の固定資産台帳
- ② その他納入物件と本市が認めるもの

イ 第2次成果品

- ① 平成28年度決算財務書類4表及び附属明細書
- ② 固定資産形成における50,000千円以上の資産一覧
- ③ 行政コスト計算書の各科目における前年度比較増減が50,000千円以上の項目（中事業又は小事業）一覧
- ④ 歳入歳出の仕訳帳（細事業別）
- ⑤ 整理仕訳一覧
- ⑥ 単体、連結相殺仕訳
- ⑦ リース資産に関する仕訳帳
- ⑧ その他財務書類作成にあたり使用した関連データ等
- ⑨ その他納入物件と本市が認めるもの

### (2) 提出期限及び提出形式

各成果品の提出期限及び提出形式は以下のとおりとする。

ア 第1次成果品

一次納品期限：別途協議による

最終納品期限：平成29年10月2日

提出形式：電子データを格納したCD-Rを2部

## イ 第2次成果品

一次納品期限：平成29年12月18日

最終納品期限：平成30年1月15日

提出形式：紙1部及び電子データを格納したCD-Rを1部

※ 一次納品とは、本市の確認を経ていない段階のものをいう。

※ 電子データは、Excel形式もしくはWord形式及びPDF形式とする。

## 9 費用の支払

費用の支払方法については、成果品等の検査が完了した後、契約書に定める手続に従い支払うものとする。

## 10 責任者・窓口責任者の設置等

- (1) 受注者は、本業務の開始にあたり自らの法人に所属する有資格者を責任者として選任し、本市に届け出なければならない。本件責任者は、地方公共団体の財務会計事務を理解し、かつ発生主義会計・複式簿記に関する専門の知識・能力を有する公認会計士又は税理士でなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の開始にあたり本市との連絡調整の窓口となる窓口責任者を選任し、本市に届け出なければならない。
- (3) 受注者は、契約締結日から14日以内に業務遂行体制表及び工程表を作成し、本市に提出しなければならない。業務遂行体制表及び工程表に変更があった場合も同様とする。

## 11 その他

### (1) 再委託の禁止

受注者は本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別の事情が認められ、かつあらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

### (2) 成果品等の帰属

本業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、本市に帰属するものとする。受注者は、本市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

### (3) 協議

この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上、処理するものとする。

### (4) 瑕疵

委託期間終了日から1年以内の間に、本業務の成果品等について本市が問い合わせを行った場合等は、受注者は誠実にこれに対応することとする。また、業務の内容に瑕疵があった場合は、本市と協議のうえ、受注者は無償で是正措置を講ずること。

(5) 資料等の提供

本業務の実施にあたり、両者協議のうえ、本市は財務書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行うこと。